



第7号緊急決議案
ナイジェリアにおける公共部門労働者の給与不払い

2017年10月30日～11月3日にスイスのジュネーブにて会合した

国際公務労連(PSI)第30回世界大会は、

ナイジェリアの公共部門労働者は、36州のうちの半数以上で、現在3カ月から18カ月間も月給が支払われていないという事実に**驚かされ**、

ナイジェリア連邦共和国憲法に謳われているように、労働者が労働に対する報酬を週もしくは月ごとに、遅くとも30日以内に支払われることを保障されることが根本的に重要であることを**考えれば**、ナイジェリア政府はこの義務が尊重されるようにする責任がある

そして、これはILOの仕事における基本的原則と権利の精神と文言に沿うものであることを**認識し**、ナイジェリアは署名国としてこれらの原則と権利を尊重する義務がある

今大会は、ナイジェリア連邦政府が10月に再び緊急援助資金を拠出する意向であることを発表したこと、そしてこれはごく近いうちに行われるであろうことに**留意する**

さらに、先に拠出された資金は労働者が十分な給付と働いた分の給与を受け取れるようにするために使われてこなかったこと、そしてこれが再び繰り返されると、今後労働者が受け取れる資金を確保することがなお一層困難になるであろうことに**留意する**

したがって、大会は以下のことを行うようナイジェリア政府に圧力をかけることを**決議する** ::

1. 緊急援助資金が拠出されたらすぐに公共部門労働者の未払い分の給与の支払いに全額を充てること、その一部が他のことに振り向けられたり、州政府によって流用されたりすることのないように保証すること
2. 未払い分の給与を迅速かつ全額支払う過程に労働組合を全面的関与させること、そして
3. 今後は、公共部門労働者の月給の不払いもしくは遅配という違法な状況をなくすこと。

提出：ナイジェリアのPSI加盟組合